上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた上場制度の整備について

平成21年9月30日 株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

我が国においては、これまで、「貯蓄から投資へ」のスローガンの下に、市場型金融に軸足を移した金融システムへの転換が進められてきており、これに伴い上場会社に対する市場による規律付けの重要性がこれまで以上に高まっています。

このような状況の下、関係各機関において、上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方について幅広く議論が行われており、本年6月には金融審議会 金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」において、上場会社のコーポレート・ガバナンス強化に向けたいくつかの提言が公表されました。

そこで当取引所では、その提言内容などを踏まえ、投資者保護及び公正かつ健全な金融商品市場の運営という観点から、上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた上場制度の整備を行うこととします。

まず、市場の信頼性を損なうような企業行動を抑止するため、上場会社に対し、企業行動に適切な対応を求める事項を「企業行動規範」として上場規則に制定します。

次に、当該企業行動規範を含めた上場規則の実効性を確保するため、上場規則に違反した場合などの問題ある事案については、その問題の 程度に応じた厳正かつ効果的な措置を講じるべく、対応手段の多様化を図ります。

また、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと認められる事象を新たに上場廃止の審査対象とするなど、上場廃止基準の整備等を行います。

その他、会社情報の開示の一層の充実を図るための対応を行うほか、少数特定者持株比率基準をはじめとする流動性等に係る基準を見直すなど、所要の制度整備も併せて行うこととします。

Ⅱ. 概 要

-: I// A		
項目	内 容	備考
1. 企業行動規範の制 定	・企業行動規範は、従来の上場会社への規範的要素を含む上場 規則及び要請事項等を再整理し、これに新たな事項を加えて、 上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」と、 上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」に 区分して、以下のとおり構成します。	
	① 遵守すべき事項	
	a 第三者割当に係る遵守事項 ・上場会社が第三者割当を行う場合で、希薄化率(割当前の発行済株式に係る総議決権数に対する、当該第三者割当による発行株式に係る議決権数の比率をいいます。以下同じ。)が25%以上となるとき、又は、支配株主(親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として、当取引所が定める者をいいます。以下同じ。)が異動することになるときは、原則として、(a)又は(b)の手続きを経るものとします。 (a)経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手(b)株主総会決議などによる株主の意思確認	【新設】 ・株式、新株予約権、新株予約権付社債などを対象とします。 ・例えば資金繰りが急速に悪化して左記の手続きを行うことが困難であるなど、緊急性が極めてすっ。 ・希薄化率の計算において、割当前の発行がいるとし、例外的に左記の手続きを不要を行済株式には割当前に存在する潜在株式(行使価額等がよいな割当前に存在する潜在株式(行使る潜しまるをしている場合は、その下限価額におけるない。とれる場合は、その下限価額におけるないにも当当を短期間(6か月間を目安)にを当ます。 ・第三者割当を短期間(6か月間を目安)・第三者割当を短期間(6か月間を目安)・第三者割当を記り、これがより、当時によるを引きないののものののもののもののもののもののもののもののもののもののもののものととなる。 ・支配株主が異動するといる潜在株式に係る議決権数を考慮します。 ・「経営者から一定程度独立した者」とは、第三者委員会、社外取監査役などを想定しています。 ・「第三者割当の必要性及び相当性に関する意見」の内容については、資金調達を行う必要性、他の

項目	内 容	備考
		資金調達手段との比較による相当性、各種発行条件の内容の相当性などを中心に言及していただくことを想定しています。 ・「株主の意思確認」とは、正式な株主総会決議のほか、いわゆる勧告的決議を行うことなどを想定しています。
	b 株式分割等 ・上場会社は、流通市場に混乱又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとします。	※現行、流通市場へ混乱をもたらすと認められる株式分割等については、その旨を公表することとしていることにつき、企業行動規範として整理するものです。
	c MSCB等の発行に係る遵守事項 ・上場会社は、MSCB等を発行する場合には、原則として月間の行使数量が上場株式数の10%を超えないよう当取引所が必要と認める措置を講じるものとします。	【新設】 ※日本証券業協会「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」を踏まえて、日本証券業協会の会員以外の者がMSCB等を買い受ける場合においても、当該規則内容の遵守を求める趣旨です。 ・「MSCB等」とは、第三者割当等による募集により発行する行使価額が6か月間に1回を超える頻度で株券等の市場価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付された新株予約権行せ債券又は新株予約権証券等をいいます。また、上場会社が発行する有価証券に係る金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等とみなすこととします。

項目	内容	備考
	d 書面による議決権行使等 ・上場内国会社は、株主総会を招集する場合には、原則として、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項(書面による議決権行使)を定めなければならないものとし	・株主の全部に対して会社法の規定に基づき株主総
	ます。 e 上場内国会社の機関等	会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、当該義務違反とはなりません。 ・上場外国会社が株主総会招集の際に指図書及び参考書類を交付すべき旨の規定についても、企業行動規範に規定することとします。 【新設】
	・上場内国会社の機関等 ・上場内国会社は、次に掲げる機関を置くものとします。 (a) 取締役会 (b) 監査役会又は委員会 (c) 会計監査人 ・上場内国会社は、会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査を行う公認会計士等として選任するものとします。	※会社法上の大会社以外の上場会社においても、監査役会又は委員会及び会計監査人の設置を義務化する趣旨です。 ・施行日から1か年を経過した日以後最初に終了する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えた上場会社から適用することとします。
	f 業務の適正を確保するために必要な体制整備 ・上場内国会社は、会社法上の内部統制システムを整備す ることを決定するものとします。	【新設】 ※会社法上の大会社以外の上場会社においても、会 社法上の内部統制システムの決定を義務化する趣 旨です。

項目	内容	備考
		・施行日から1か年を経過した日以後最初に終了する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えた上場会社から適用することとします。
	g 買収防衛策の導入に係る遵守事項 ・上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、次に掲げる 事項を遵守するものとします。 (a) 開示の十分性 買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行 うこと	【新設】 ※「買収防衛策の導入」とは、買収防衛策としての 新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛 策の具体的内容を決定することをいいます。
	(b)透明性 買収防衛策の発動及び廃止の条件が経営者の恣意 的な判断に依存するものでないこと (c)流通市場への影響 株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他 投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策 でないこと (d)株主の権利の尊重 株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買 収防衛策であること	実行することにより、買収の実現を困難にすることをいいます。
	h MBOに係る遵守事項 ・MBOが実施される場合は、必要かつ十分な適時開示を 行うものとします。	※現在、当取引所において要請している対価の公正性や株主との利益相反回避措置に関する説明を充実することなどにつき、企業行動規範として整理するものです。 ・「MBO」とは、公開買付者が対象者の役員による公開買付け(公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者による公開買付けを含みます。)のことをいいます。 ・必要かつ十分な適時開示を行うにあたり特に留意

項目	内 容	備考
		すべき事項は、①意見の明瞭性、②意見の根拠及 び理由の十分性、③算定機関からの意見、④いわ ゆる二段階買収に関する説明、⑤公正性を確保す るための措置に関する説明、⑥利益相反を回避す るための措置に関する説明、⑦取引保護条項に関 する説明などが挙げられます。
	i 内部者取引の禁止 ・上場会社は、役員、代理人、使用人その他の従業員に対 し、当該上場会社の計算における内部者取引を行わせて はならないものとします。	【新設】
	j 反社会的勢力の関与の禁止 ・上場会社は、その経営に反社会的勢力(暴力団、暴力団 員又はこれに準ずる者をいいます。以下同じ。)の関与 を受けてはならないものとします。	【新設】 ・上場会社、上場会社の親会社等又は子会社、上場会社の役員のいずれかが、反社会的勢力である場合は、上場会社の経営に反社会的勢力が関与しているとみなします。
	k 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為等の禁止 ・上場会社は、上記 a ~ j に掲げる事項を遵守するほか、 流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる 行為、その他市場規制全般の趣旨に反する行為を行わな いものとします。	【新設】 ※企業行動規範の制定趣旨に照らし遵守すべき事項 に関するいわゆるバスケット条項として定めるも のです。
	② 望まれる事項	
	a 望ましい投資単位の水準 ・上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が5万円以上 50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維 持に努めるものとします。	※現行、規範的要素を含む上場規則として適時開示 規則に規定されている左記事項を企業行動規範と して整理するものです。

項目	内 容	備考
	b 議決権行使に係る環境整備 ・上場内国会社は、株主総会における議決権行使に係る環境整備に努めるものとします。	※従来の上場会社への要請事項を企業行動規範として整理するものです。・議決権行使に係る環境整備としては、株主総会の分散化、招集通知発送日の早期化、招集通知のホームページへの掲載、招集通知の英訳化、電子投票制度の採用などの対応が考えられます。
	c 上場会社監査事務所等による監査 ・上場内国会社は、上場会社監査事務所登録制度に基づき登録又は準登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めるものとします。	【新設】 ※監査の品質管理体制が整備された監査事務所の監査を受けることを上場会社に促すものです。 ※上場会社監査事務所登録制度は、社会的に影響の大きい上場会社を監査する事務所の監査の品質管理体制を強化するために、日本公認会計士協会により平成19年4月から導入されたものです。
	d 内部者取引の未然防止に向けた体制整備 ・上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者 による内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体 制の整備を行うよう努めるものとします。	※従来の上場会社への要請事項を企業行動規範として整理するものです。・情報管理体制の整備としては、社内規程を整備するとともに役職員への周知徹底を図ることや、役職員向けの研修を定期的に実施することなどの対応が考えられます。
	e 反社会的勢力排除に向けた体制整備等 ・上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための 社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢 力の介入防止に努めるものとします。	【新設】 ・社内体制の整備や介入防止にあたっては、平成19年6月公表の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」に示された事項を実施するなどの対応が考えられます。

項目	内容	備考
2. 上場規則の実効性の確保に係る対応等(1)特設注意市場銘柄制度の新設	 ・当取引所は、次に掲げる場合は、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができるものとします。 a 下記3.(4)aに定める「監理銘柄(審査中)」に指定し、上場廃止となるかどうかの審査を行った結果、上場廃止には至らないと判断した場合 b 改善報告書(改善状況報告書を含みます。以下同じ。)を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合 ・特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過する毎に、内部管理体制の状況等について記載した書面(以下「内部管理体制等確認書」といいます。)の提出を速やかに行わなければならないものとするとともに、当該上場会社の内部管理体制の状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとします。 ・当取引所は、提出された内部管理体制等確認書の内容等に基づき審査し、内部管理体制の状況等が改善されたと認められる場合には、その指定の解除を行うものとします。 	※特設注意市場銘柄制度は、上場廃止を検討するほどの違反行為が認められた上場会社や「改善報告書制度」の対象としたものの改善状況が不十分と認められた上場会社については、内部管理体制の状況等について抜本的な改善が求められるとと考えられることから、少なくとも1年は投資者へ注意喚起しつつ、その改善状況等を継続的に確認することを趣旨としています。 ・下記3.(3)のとおり、特設注意市場銘柄へ指定されてから3年を経過しています。 ・下記3.(3)のとおり、特設注意市場銘柄へ指定されてから3年を経過しています。 ・下記3.(3)のとおり、特設注意市場銘柄へ指定されてから3年を経過にであると当取引所が認める場合や、当取引所が内部管理体制等確認書の投いを認める場合には、上場廃止することとします。 ・指定の解除にあたっては、内部管理体制等確認書の内容のほか、適時開示義務や企業行動規範の「遵守すべき事項」の遵守状況その他の事情を勘案することとします。
(2)改善報告書の提出 要件の拡充	・当取引所は、上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」 に違反した場合にも改善報告書の提出を求めることができる ものとします。	※現行、当取引所は、上場会社が適時開示義務に違 反した場合には改善報告書の提出を求めることが できるものとしています。
(3)公表措置制度の新 設	・当取引所は、次に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができるものとします。	・上場会社が上記1.① d ~ f のいずれかに違反した場合又は左記 c に該当した場合、直ちに当取引

項目	内容	備考
	a 上場会社が適時開示義務に違反したと当取引所が認める場合 b 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反したと当取引所が認める場合 c 上場内国会社が機関の資格等を定めた会社法の規定(第331条(取締役の資格等)、第335条(監査役の資格等)、第337条(会計監査人の資格等)、第400条(委員の選定等))に違反した場合	所に報告するものとします。
(4)テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備		※「テクニカル上場」とは、上場会社が非上場会社 と合併することによって解散する場合や、株式交 換、株式移転により非上場会社の完全子会社とな る場合に、その非上場会社が発行する株券につい て、上場廃止基準に定める流動性基準などへの適 合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。
(5)注意勧告制度の廃 止	・有価証券報告書等の虚偽記載に係る注意勧告制度は、廃止するものとします。	※当該制度の運用状況を踏まえて廃止するもので す。
3. 上場廃止基準の整 備等 (1)上場廃止基準の新 設		
①支配株主との取引 の健全性の著しい 毀損		・支配株主との取引について定期報告(原則として1年に1回)を求めることとし、その健全性に関しては、支配株主との間における取引行為の正当

項目	内容	備考
	られるときは、その上場を廃止します。	性や取引条件の合理性などについて確認します。
②反社会的勢力の関 与の重大性	・上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する株主及び 投資者の信頼を著しく毀損すると認められるときは、その上場を廃止します。	・「上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実」とは、上場会社、上場会社の親会社等又は子会社、上場会社の役員が、暴力団等反社会的勢力 (暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者をいいます。)である事実などをいいます。
(2)「株主の権利の不当な制限」としての上場廃止事由の追加	・上場廃止基準に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、従来のものに加えて、次に掲げる場合を含むものとします。	・株主の権利の不当な制限に関する上場廃止基準に 係る6か月の猶予期間は廃止します。
①第三者割当	・上場会社が第三者割当を行う場合において、希釈化率が30 0%を超える場合	・株主の利益を侵害するおそれが少ないと認められ る場合を除きます。
②株式併合	・上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為を行う場合において、株主の利益を侵害するおそれが大きいと認められる場合	・「株主の利益を侵害するおそれが大きい」かどう かは、株式併合の目的、株主への影響の度合いの 観点などから判断します。
③種類株式の発行等	・上場会社が、上場している株券を、定款の変更その他の方法により、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式に変更する場合 ・上場会社が、上場している株券より議決権の多い株式を発行する場合	・左記に掲げる変更又は発行の目的・条件等に照ら して、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが 少ないと認められる場合を除きます。
(3)「重大な上場契約違 反等」としての上場 廃止事由の追加等	・当取引所は、特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の 発行者である上場会社が、次に掲げる場合は、当該上場会社 が上場契約に関する重大な違反を行ったとして、その上場を 廃止するものとします。	・過去5年以内に適時開示等に係る改善報告書の徴求が3回目となる場合に上場廃止事由とする現行の規定は廃止します。

項目	内 容	備考
	a 特設注意市場銘柄へ指定されてから3年を経過した場合で、かつ、内部管理体制の状況等に引き続き問題があると当取引所が認める場合 b 当取引所が内部管理体制等確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合	
(4) 監理ポスト及び整 理ポストの呼称の見 直し		基本的な機能を変更するものではなく、投資者へ 上場銘柄の状況を分かりやすく周知する観点から
(5)整理銘柄指定期間 の特例	・上場株券が整理銘柄に指定された後、2週間以内にフェニックス銘柄として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると当取引所が認めた場合には、整理銘柄指定期間を1か月間、延長することができるものとします。	から1か月間としています。

項目	内 容	備考
4. 会社情報の開示の 充実等 (1) 適時適切な会社情 報の開示の実践	・上場会社は、形式的な開示要件に該当しない場合においても それを理由により適時、適切な会社情報の開示を怠ってはな らない旨を定めている現行の規定に違反した場合について、 実効性確保手段の対象範囲に含めることとします。	※現行、実効性確保手段の適用対象となっていない 適時開示規則第1条第3項に掲げる規定につい て、実効性を確保する趣旨です。
(2) 第三者割当における開示事項の明確化	・上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項について適時開示を行うものとします。 a 割当先の資金手当ての確認状況(その方法及び結果) b 発行価額の算定根拠及びその具体的な説明(当取引所が必要と認める場合は有利発行該当性に係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見書の添付等を含みます。)。 c 上記1.① a に定める手続きを要する場合にはその内容(手続きを要しない場合にはその理由) d その他第三者割当について投資判断上重要と認められる事項	※第三者割当に関する適時開示事項は、列挙された 事項に限定されず、従来から要請しているとおり、 調達する資金の使途等に関しては分かりやすく具 体的な説明をお願いする点に変更はありません。 ・株主総会において有利発行の特別決議を経る場合 や、株式の場合で発行価額が割当先に特に有利な 金額でないことが明らかなときなどは、左記bの 括弧内における有利発行該当性に係る適法性に関 する意見書の添付等の開示は不要とします。
(3) 支配株主との取引 に関する開示の充実	 ・支配株主を有する上場会社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開示項目の一つである「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の一環として、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針についての開示を行うものとします。 ・支配株主等を有する上場会社は、前事業年度における支配株主等との取引に関する事項及び当該取引に係る上記指針に定める方策の履行の状況について、事業年度経過後3か月以内に開示を行うものとします。 	※従来の親会社及びその他の関係会社との取引に関する事項の開示を、支配株主等との取引に関する事項の開示に替えるものです。・現行、適時開示の対象である決定事実の内容が、支配株主等との取引に関するものであるときにも左記の履行状況について併せて開示するものとします。

項目	内容	備考
(4) 有報等の提出延長 承認時の開示の新設	・上場会社は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合にはその旨を直ちに開示を行うものとします。	
(5) 反社会的勢力の排 除に関する開示の充 実等		
①コーポレート・ガ バナンスに関する 報告書における開 示	・上場会社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の開 示項目の一つである「内部統制システムに関する基本的な考 え方及びその整備状況」の一環として、反社会的勢力排除に 向けた体制整備についての開示を行うものとします。	・1.② e「反社会的勢力排除に向けた体制整備等」において上場会社に求めた社内体制の整備状況等を開示するものとします。
②確認書制度の導入	・上場会社が第三者割当を行う場合は、割当先が反社会的勢力 と関係がない旨を記載した確認書を提出するものとします。	・割当先の全てが当取引所の上場会社又は取引参加 者である場合は、確認書の提出は不要とします。
	・不適当な合併等に係る猶予期間内に上場審査基準に準じた審査の申請を行う者は、幹事である取引参加者が作成した当取引所所定の確認書を提出するものとします。	※当該確認書は、反社会的勢力との関係等について 確認するものであり、上場審査時、市場変更審査 時及び一部指定審査時においては既に実施してい ます。
(6)株主と上場会社の対話促進のための環境整備	・上場会社は、株主総会の招集通知、添付書類及び議決権行使に関する参考書類(以下「招集通知等」といいます。)を電磁的方法により当取引所に速やかに提出するとともに、当取引所が当該招集通知等を公衆の縦覧に供することに同意するものとします。	※株主総会の招集通知等を当取引所ホームページに 掲載して、より早期に株主が招集通知等を閲覧で きるよう対応を図るものです。・当該制度の実施時期については、システム対応等 の準備期間を考慮して別途定めることとします。
5. 上場審査基準の整 備等		
(1)上場審査(実質審 査)項目の明確化	・企業行動規範の制定に伴い、上場審査におけるコーポレート・ ガバナンス及び内部管理体制に関する観点を新たに独立した 審査項目として明示します。	※現行、株券上場審査基準の各項目に分散されているコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制に関する上場審査の観点を集約するものです。

項目	内容	備考
(2)流動性等に係る基準の見直し ①株主数の定義の見直し ②少数特定者持株比率基準の見直し	 ・株主数の定義を、1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数とします。 ・現行の少数特定者持株比率基準を見直し、流通株式比率(上場株式数に対する流通株式数の割合)について、以下のとおり求めることとします。 (本則市場) 上場審査:25%以上になる見込みのあること上場廃止:5%未満となった場合 一部指定:35%以上になる見込みのあること 	及び自社を除く1単位の株式数以上の株式を所有 する株主の数としています。
	・流通株式の定義を、上場株式のうち、役員が所有する株式、自己株式、上場株式数の10%以上を所有する株主が所有する株式(信託銀行、証券金融会社、預託証券に係る預託機関等がその業務のために所有する株式であり、実質的に10%以上を所有するものでないと認められる株式を除きます。)及び役員以外の特別利害関係者の所有する株式(新規上場及び一部指定の場合に限ります。)を除いた株式とします。	た際には、当該猶予期間に入れないこととします。 ※現行の少数特定者持株数の定義は、役員、大株主上位10名及び自社等の所有する株式としています。

項目	内容	備考
③流通株式数基準の 導入	 ・流通株式数について、以下のとおり求めることとします。 (本則市場) 上場審査: 2,000単位以上になる見込みのあること 上場廃止: 1,000単位未満となった場合 一部指定: 20,000単位以上になる見込みのあること 指定替え: 10,000単位未満となった場合 	 ・流通株式数基準の新設に伴い、上場株式数基準の規定を廃止します。 ・流通株式数については、年度末現在の分布状況に基づき年に1度確認することとします。 ・上場廃止及び指定替えについては、猶予期間(1年間等)を設けることとします。 ※セントレックスの上場審査及び上場廃止においては、上場株式数基準はありませんが、セントレックスの上場審査においては、上場時500単位以上の公募又は売出しを実施することとしており、今後も同様とします。
(3) 新規上場に係る形式要件の見直し	・新規上場申請時における株式の譲渡制限に係る形式要件について、上場までに当該制限を外す見込みがあれば足りるものとします。	※現行、新規上場申請時において株式の譲渡制限を 外すことを求めていますが、不測の株主異動のリ スクを軽減する観点から、株券電子化を踏まえ上 場まで当該制限を維持することを認めるもので す。
(4) 一部指定に係る形 式要件の見直し	・一部指定申請時における株主数、流通株式及び上場時価総額 に係る形式要件について、一部指定までに当該要件を満たす 見込みがあれば足りるものとします。	※現行、一部指定申請時において当該要件を満たすことを求めていますが、平成19年3月の一部指定の柔軟化に関する制度整備により、既に一部指定に伴う各社のファイナンスの時期が重なるという弊害が解消されている実態を踏まえ対応するものです。
6. その他	・「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」等について、上場規則の準用に係る規定の体系整備を行うなど、その 他所要の改正を行います。	

Ⅲ. 実施時期(予定)

・平成21年11月を目途に実施します。

以 上